

宜野座村技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職員数・平均年齢・平均給与について

学校給食員	3人	45.7歳	340,200円
用務員	3人	59.3歳	396,132円
保育所調理員	2人	*****	*****
計	8人	48.3歳	347,414円

※ データは、平成19年4月1日現在。

※ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合の平均年齢、平均給与月額の欄はアスタリスク(*)としています。

(2) 民間従業員の職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

職種	県内民間			全国民間	
	人数	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
調理士	4,070人	42.9歳	185,200円	41.5歳	256,800円
用務員	200人	38.5歳	183,600円	53.9歳	227,200円

※ 「民間データ」は、厚生労働省の「賃金基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似すると思われる職種の労働者のデータを総務省において再計算（平成16年から平成18年の3ヶ年平均）したものであるが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示したものです。

※ 平均給与月額は、基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労務給与額を含む額。

(3) 年齢別職員数

区分	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計	
	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
合計	人 0	人 1	人 0	人 2	人 1	人 0	人 0	人 1	人 1	人 2	人 8
うち学校給食員				2					1		3
うち用務員								1		2	3
うち保育所調理員		1			1						2

(4) その他技能労務職の給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当を該当者に支給しています。

ウ 技能労務職員に係る特殊勤務手当はありません。

エ 昇給基準等

昇給基準については、昇給日を毎年1月1日と定め、その昇給の期間（基準期間）の4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

本村技能労務職員等の給与が民間の事業者に比べ高い水準となっていることを踏まえ、給与面においては、国や県の動向を注視し、民間の同種の職種に従事する者の均衡にも留意しながらその都度適宜改正等の判断を行うと共に、職員数については、退職者不補充を原則とし、新規採用は行わず、非常勤職員の配置等により技能労務職員の削減を図ります。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表について

給料表については、国の行政職（二）俸給表に準じており、国や県の動向を踏まえ、隨時改正を行っていきます。

(2) 昇給・昇格について

人事評価制度の導入及びその評価基準に応じた昇給制度の確立と運用を図っていきます。

(3) その他

技能労務職員等の退職者がある場合は定数を削減し非常勤職員を配置する。また、民間委託を推進し技能労務職員等の削減を図っていきます。